

老人福祉専門分科会

R 2 . 8 . 2 5

資料 1 5

# 老人憩の家の 利用者負担の見直し

# 1 老人憩の家に関する状況

## (1) 料金の経過

昭和45年度から開設された老人憩の家は、厚生省社会局長通知に基づき設置され、通知では原則として無料とされているが、長野市では特別な設備として「浴室」を設けたため、実費として利用料金を徴収している。

- 昭和45年度 ~ 無料
- 昭和59年度 ~ 50円
- 平成11年度 ~ 70円
- 平成14年度 ~ 100円
- 平成19年度 ~ 120円
- 平成22年7月 ~ 150円
- 平成29年7月 ~ 200円

## (2) 入浴施設の利用料金比較

	施設数	利用料金	平均料金
老人憩の家	10か所	200円	200円
公衆浴場	7か所	380円～400円	396円
公設入浴施設	11か所	350円～510円	454円
民間入浴施設	11か所	300円～720円	520円

### (3) 公設入浴施設の障害者割引

地区	施設名	利用料金	障害者減免
芋井	長野勤労者いこいの村 アゼイリア飯綱	510円	なし
松代	国民宿舎「松代荘」	510円	なし
若穂	保科温泉	410円	なし
若穂	温湯温泉湯～ぱれあ	510円	有(半額)
豊野	豊野温泉りんごの湯	410円	なし
戸隠	戸隠交流集会施設 森林囃子(もくもくばやし)	410円	なし
鬼無里	奥裾花温泉 鬼無里の湯	510円	なし
大岡	聖山パノラマホテル	360円	なし
大岡	大岡交流施設 大岡温泉	350円	なし
新町	信州不動温泉 さぎり荘	510円	なし
中条	信州むしくらの湯 やきもち家	520円	なし

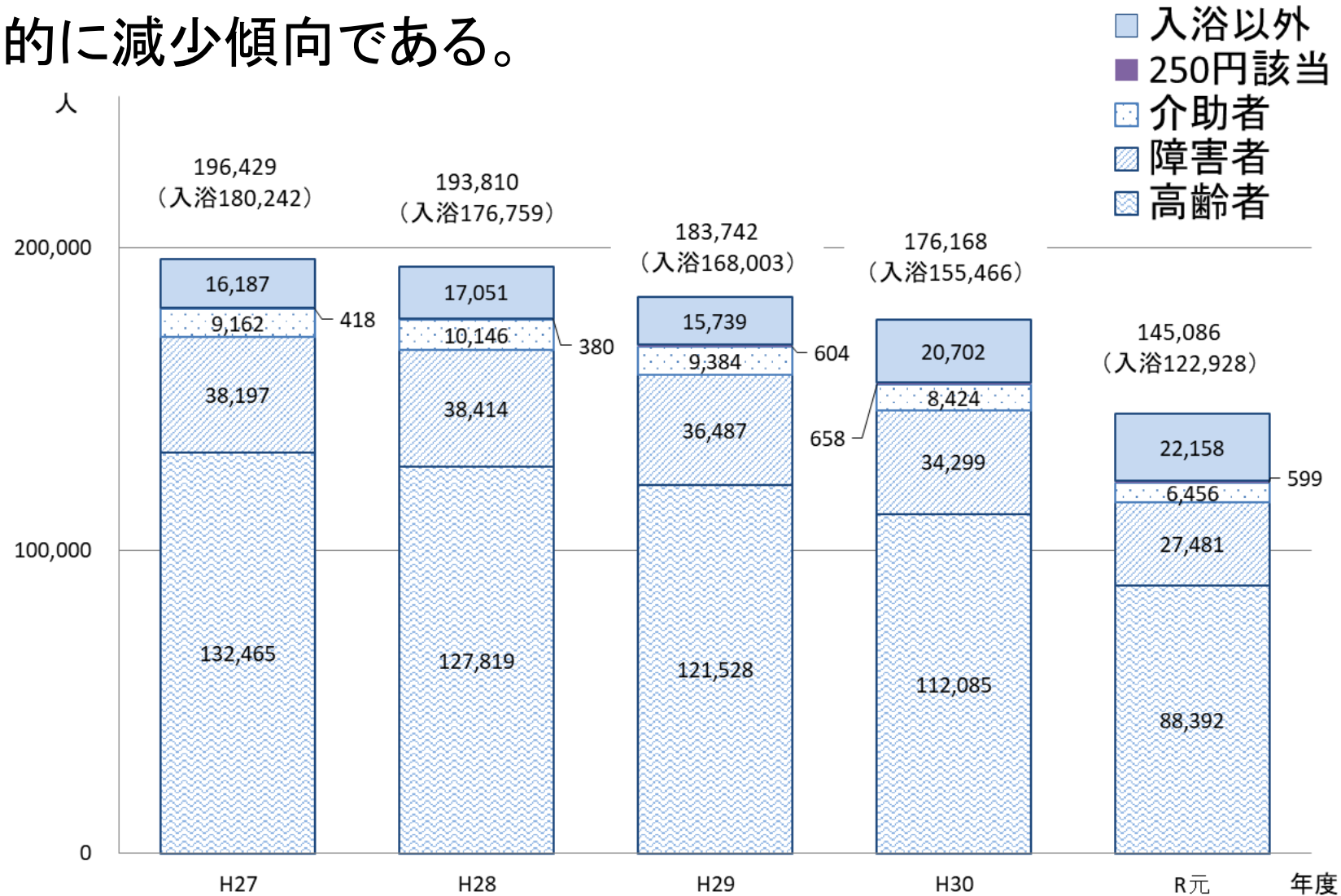
#### (4) 利用状況アンケート結果から

(市内老人憩の家10施設でH30.12.3～12.14調査。1,170人より回答)

- 利用者は70歳以上が81.5%、週1回以上の利用者は79%おり、固定的な利用者が日常的・継続的に使用する状況がみられる。
- 一般高齢者の適正な利用者負担について、200円支持は33.8%であるのに対し、225円まで13.9%、250円まで31.7%、275円まで・300円までが合わせて9.8%となっており、半数以上の人は、入浴コストに合わせて料金変更をすることに一定の理解を示している。
- 障害者対象のアンケートでは、46.4%が一定の利用者負担をすべきと回答しており、半数近くの人が一定の理解を示している。

## (5) 利用者数の推移

老人憩の家の過去5年間の利用者数は、  
全体的に減少傾向である。



## (6) 運営費・収入額・利用者数の現状

老人憩の家10施設合わせた運営費(管理運営費及び修繕等)、利用者からの使用料収入額、入浴利用者数の関係は、次の表のとおりであり、運営費が収入額を大きく上回る状況となっている。

	平成30年度	令和元年度
運営費(全体コスト) (千円)	125,897	135,730
収入額 (千円)	21,063	16,644
入浴利用者数 (人)	155,466	122,928

## 2 コスト計算・利用料金算出

### (1) 利用者の負担額の考え方 「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき算出

【利用者負担額の算定式】

$$\text{利用者負担額} = \left[ \begin{array}{l} \text{運営費コスト算出額} \\ \times \\ \text{サービス類型に応じた} \\ \text{負担割合} \end{array} + \begin{array}{l} \text{建設費コスト算出額} \\ \times \\ \text{サービス類型に応じた} \\ \text{負担割合} \end{array} \right] \div \text{利用者数}$$

【老人憩の家は、サービスの類型が下記に該当】

① 公益・私益性、市場性の度合いによる負担割合

【「区分4」該当】 主としてサービスの効果・利益が個人に留まるものや特定の利用者に限られるが、一部に市民や社会全体にも効果・利益が及ぶもの  
⇒〔負担割合の考え方〕 一部税負担

② 市の実施義務の度合いによる負担割合

【「区分B」該当】 市は実施に努めるものとされ、裁量的なもの  
⇒〔負担割合の考え方〕 利用者・税で負担を折半

老人憩の家の運営費は、「区分4」該当 : コスト算出額 × 75%

老人憩の家の建設費は、「区分4-B」該当 : コスト算出額 × 25%



# (参考)「行政サービスの利用者の負担に関する基準」より

## ① 公益・私益性、市場性の度合いによる負担割合

区分	負担割合の考え方	度合い	利用者負担
1	全額税負担	公益的	小
2	一部利用者負担	↑	↑
3	利用者と税で負担を折半		
4	一部税負担		
5	全額利用者負担	私益的 個人的 市場的	大

## ② 市の実施義務の度合いによる負担割合

区分	A	B	C	D
性質・内容	市の実施義務について、規定されていないもの	市は実施に努めるものとされ、裁量的なもの	市は基本的に実施するものとされているもの（選択することはできる）	市に実施義務があるもの
度合い	裁量的	←————→		
利用者負担	大	←————→		
				義務的 小

## (2) 利用料金算出の方法

(A) 運営費(全体コスト) = 指定管理者管理運営費(決算ベース) + 工事費等

(B) 運営費のうち入浴関連について算定

(C) 浴室部分の建設費(償却費)について算定

(D) 入浴関連コストに対して利用者が負担すべき料金

$$= \begin{array}{c} \text{(B) 入浴関連運営費} \\ \times 0.75 \end{array} + \begin{array}{c} \text{(C) 浴室部分の建設費(償却費)} \\ \times 0.25 \end{array}$$

### (3) 全体コストと入浴関連コスト

#### ①平成30年度決算ベース(消費税10%換算)

全 体	運営費 (R)	125,897千円
	償却費 (S)	21,959千円
	実費コスト計 (R+S)	147,856千円
	運営費 (R) の75% (T)	94,423千円
	償却費 (S) の25% (U)	5,490千円
	基準コスト計 (T+U)	99,913千円

入 浴 関 連	運営費 (V)	54,806千円
	償却費 (W)	4,160千円
	実費コスト計 (V+W)	58,966千円
	運営費 (V) の75% (X)	41,105千円
	償却費 (W) の25% (Y)	1,040千円
	基準コスト計 (X+Y)	42,145千円

#### ②令和元年度決算ベース

全 体	運営費 (R)	135,350千円
	償却費 (S)	23,437千円
	実費コスト計 (R+S)	158,787千円
	運営費 (R) の75% (T)	101,513千円
	償却費 (S) の25% (U)	5,859千円
	基準コスト計 (T+U)	107,372千円

入 浴 関 連	運営費 (V)	55,004千円
	償却費 (W)	4,377千円
	実費コスト計 (V+W)	59,381千円
	運営費 (V) の75% (X)	41,253千円
	償却費 (W) の25% (Y)	1,094千円
	基準コスト計 (X+Y)	42,347千円

#### (4) コスト計算による利用料金の算出

① 平成30年度決算ベース(消費税10%換算)

$$\begin{aligned} \text{【入浴関連コスト】} &= (V)54,806 \text{千円} \times 0.75 + (W)4,160 \text{千円} \times 0.25 \\ &= 42,145 \text{千円} \end{aligned}$$



$$\text{【コストに対する料金】} = 42,145 \text{千円} \div 155,466 \text{人} = \underline{\underline{271 \text{円}}}$$

② 令和元年度決算ベース

$$\begin{aligned} \text{【入浴関連コスト】} &= (V)55,004 \text{千円} \times 0.75 + (W)4,377 \text{千円} \times 0.25 \\ &= 42,347 \text{千円} \end{aligned}$$



$$\text{【コストに対する料金】} = 42,347 \text{千円} \div 122,928 \text{人} = \underline{\underline{344 \text{円}}}$$

### 3 論点整理

- 基準では、利用料金の見直しによって急激な利用者負担の引き上げになる場合は、現行の負担割合の1.5倍を上限とし、3年後に再度見直しを行うものとしている。  
(現行200円×1.5倍=300円上限)  
⇒令和元年度決算ベースでの料金を採用する場合は、上限の300円となる。
- 令和元年度は、令和元年東日本台風や新型コロナウイルスの影響により、利用者数が激減した点を考慮する必要がある。
- 障害者及び介助者の利用料金は、他の公設の入浴施設(11施設)では、10施設が通常料金であり、1施設のみ障害者の減免を設定(「湯～ぱれあ」半額割引)
- 市有施設では、エムウェーブ、湯～ぱれあ等で障害者は半額減免の対象。他の公共料金(電車・バス等)でも半額が多いため、これら障害者割引と同様に50%**相当額**とすることを**検討する**。(ただし、障害者に必要と認められる介助者は無料)

## 4 利用料金(案)

### 【一般利用料金】

- 算出された「入浴関連コストに対する料金」は、平成30年度決算ベースでは、271円。  
(前回改定時は227円)
- 平成30年度決算ベースが、現状の実態に近いコストを反映しているものと考えられるため、上記271円から10円未満を切り捨てて、**270円**としたい。

### 【障害者及び介助者の利用料金】

- 障害者及び介助者の利用料金は、老人福祉専門分科会の委員からの意見を参考にして、慎重に検討したい。

## 5 収支試算

### (1) 年間の利用料金収入の推移 (全10施設の合計額)

年度	H27	H28	H29	H30	R元
利用料金収入(円)	18,877,030	18,116,450	21,683,670	21,063,280	16,644,980

### (2) 年間の利用料金収入の試算

(全10施設の合計額、平成30年度利用者数ベース)

利用料金収入	一般利用者のみ 200円	一般利用者のみ 270円
【利用者30年度並】 利用料金収入(円)	21,063,280	28,435,427
【利用者対30年度比10%減】 利用料金収入(円)	18,956,952	25,591,884
【利用者対30年度比20%減】 利用料金収入(円)	16,850,624	22,748,341

### (3) 年間収支試算（全10施設の合計額）

#### ① 平成30年度収支

収入	200円 × 155,466人	=	31,093千円	※
支出(入浴関連コスト)		=	42,145千円	
差額		=	-11,052千円	

#### ② 試算（平成30年度決算ベースでのコストに対する料金）

収入	270円 × 155,466人	=	41,975千円	※
支出(入浴関連コスト)		=	42,145千円	
差額		=	-170千円	

※ 収入額は、障害者等を含めたすべての入浴者数をもとに算出している。